

平成28年度 事業計画

日本は少子高齢化が一層進み、高学歴化とともに我々産業廃棄物処理業界は一層の人材不足、後継者不足を迎えようとしている中で、経済情勢は安倍内閣が想定している様にはうまくいっていないところもありますが、この業界の必要性についてはかなりの理解が進み、これまで同様の需要が見込まれると考えております。そのためには我々自身が今までのような考えから少し視点を他にも向ける必要があります。そうした意味では当協会は法人移行時に策定した公益目的支出計画が完了して、昨年9月には知事からの完了確認も得たことから法的にも行政庁の関与がなくなり、かなり自由に事業を実施できることになりました。

そこで、昨年暮れの役員会において28年度以降の協会運営について協議を重ね、その基本方針に「～胸を張ってものが言える協会となるために～」を掲げて、1 会員の資質向上、2 住民の理解促進と地域のかかわり強化、3 協会を理解し、応援していただく人材とのつながり強化、4 その他、協会に加入することへのメリットが実感できる事業の展開 の4本柱をこれまで以上に充実していくことにしており、そのための事業を新たに計画したほか、既存事業の充実を図ることにしております。

そのため、本年度より事業ならびに予算編成に自由度を持たせ、予算編成後も会員の皆様の意向・要望にあわせてより良い事業が展開できるようにいたしました。

今後とも、この協会の存在意義が多くの人から理解されるよう会員の皆様とともに歩んでいきたいと考えておりますので一層のご協力をお願いいたします。

実施事業の明細とその内容

(公益的事業)

1 産業廃棄物適正処理普及・推進事業

- ・ 不法投棄の未然防止と不法投棄廃棄物の早期発見を目的に、各健康福祉センターが主催する「不法投棄防止連絡協議会」と協働してパトロールを行うなど、広く一般に不法投棄防止意識を周知します。また、不法処理された廃棄物をそのままにしておく、生活環境上の支障も想定されることから保健所等の要請に基づいて、撤去作業への協力も行います。
- ・ 廃棄物はそんざいに扱うと生活環境上支障を生ずることがあることから、人から産業廃棄物の処理を請け負う場合にあっては法に基づき専門的知識を有する者が許可を受けて行わなければならないとされている。
そこで、その許可を受けるために必須条件となっている許可講習会を行うほか、日頃の業務を通じて感ずる疑問・質問や提案を行う「行政との懇談会」等を開催します。また、廃棄物処理業は建設業と並び労働災害が多いと指摘されていることから、現場における労働災害を減らすための研修会等も開催します。廃棄物処理法はその解釈が非常に難解であり、改正もたびたび行われるため、その改正を知らずに違反を犯す恐れもあることから、これらをいち早く周知するための講習会を開催したり啓発用印刷物を発行いたします。
なお、廃棄物の処理に関する新しい技術や法改正の動き、各種判例や取り扱いなどを周知することを目的に、機関紙「さんばい福井」を年4回程度発行しておりますが、これも継続発行いたします。
- ・ 事業者が廃棄物処理を他人に委託する場合は委託契約を交わすとともに、廃棄物に管理票（マニフェスト）を付けて出すことが義務付けられている。
そこで、法的要件を満たした標準契約書や番号を付して全国を一元的に管理できるマニフェストを頒布して、廃棄物の適正処理に関する制度の普及を図ります。また、併せて国が進めている電子マニフェストや優良認定事業者制度に関する講習会等も希望に応じて開催したい。これまで実施してきた「親子体験教室」や「許可更新書類作成事務説明会」についてはしばらく開催を見合わせ、今後の再開は希望を勘案して検討します。

(共益的事業その他)

2 会員の資質向上業・その他事業

- ・ 会員の新技术習得や会員同士の親睦を図るため、県内外の先進事例地を見学する「会員研修旅行」を行うほか、新たに、新人の従業員が廃棄物に関する区分や委託契約、マニフェスト等の日々の業務に関する基礎的知識を習得するための「(仮称)基礎研修講座」を開催するほか、中堅従業員が日頃の業務の中で感ずる疑問等に関して相互に話し合う「(仮称)業務に関する意見交換会」等を開催して、産業廃棄物処理業に従事する会員従業員の資質向上に努めます。
- ・ 廃棄物処理業はどちらかといえば周囲から敬遠されがちな事業であります。この原因の一つに我々の事業が十分に理解されていないことが挙げられます。そこで、地域との融和を図り、施設の地域開放や地域事業への参加など処理業のイメージアップを図ろうとする会員に対し、それに要した経費の一部を助成したいと考えております。
あわせて、協会の活動に賛同して応援していただける人材（議会議員、弁護士、会計士、行政書士等の有識者）を必要に応じて顧問や相談役あるいはサポーターなどとして就任していただき、この方たちとの連携・交流を深めます。
- ・ そのほか、保健所単位に設置している各ブロック会員がブロック内で独自の活動を行う場合に要する費用に助成を行うほか、これからの産業廃棄物業界を担う青年部が行う活動にも経費の一部を助成します。
- ・ 会員を始め一般県民等が産業廃棄物についての理解を深めていただくことを目的に協会のホームページを充実します。併せて、協会ホームページの中に会員専用ページを設け、特に重要だと思われる事項やお得情報などを希望する会員に提供いたします。
- ・ これまで同様、全国産業廃棄物連合会や信越北陸地域協議会など廃棄物関連団体に加え、近畿地方整備局、環境省中部環境事務所などとも連携を深め、再生砕石を始めとするリサイクル材の活用促進や大規模災害時における廃棄物処理に関する応援体制等の検討も行います。

平成28年度中における会議、その他事業の計画

○通常総会

年に1回の通常総会を開催します。なお、必要に応じて臨時総会も開催します。

○理事会・3役会

協会の運営のための理事会を概ね2か月に1回程度開催し、収支の状況を始め本総会で承認された事業計画ならびに各委員会等で策定した事業計画についての内容を審議します。

3役会については特に審議が必要な事項について、随時開催します。

○各委員会および部会

委員会については付託された事項について、また、部会については委員会の議題になっていない専門的な議題について概ね年間3～6回の頻度で開催します。

●その他

許可更新を迎える会員に対し、1年前および半年前に、許可期間が満了する旨の通知や、許可を受けるために必要な講習会の案内をいたします。

また、随時会員等からの質問に対し対応するほか、書類作成に関する事前審査や指導等も行います。

そのほか、会員が知っているといわれる情報については都度、文書等を発送して周知を図ります。

優良会員および会員企業に従事する優良従業員に対する協会長表彰や全国産業廃棄物連合会表彰への内申等を行い、会員の意欲向上に努めます。